

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 3 回 滋賀県一般機械器具製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 23 日 (月) 9 時 22 分 ~ 11 時 55 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 (定数 3 人) 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 (定数 3 人) 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官</p>
主要議題	滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要 < 労働者側代表の主張 > 前回提出した資料の中の JAM 京滋の引上げ率 1.84%の企業は、物価上昇に対するインフレ手当てが 60,000 円支払われており、実質的な引き上げは 3%を超えている。 帝国データバンクによる近畿ブロックの景気動向調査によると、滋賀は近畿でトップであり、全国でも 11 位である。製造業の D I は 9 月は下がってはいるものの、見通しは良い。 京都総合経済研究所による近畿の経済動向を見ても、滋賀の鉱工業指数は近畿トップであり、生産用機械の指数も高い。 消費者物価指数の前年 8 月及び今年 9 月を参考に引上げを提示する。 J A M 京滋の今春闘の妥結率を参考に引上げを提示し。さらに歩み寄って、引上げを提示した。 さらに、その後の協議において、全会一致の引上額 35 円で合意した。</p> <p>< 使用者側代表の主張 > 数字の根拠が、消費者物価指数というのは、地賃であれば理解もできるが、特定(産業別)最低賃金にはなじまない。労働者側はもっと歩み寄るべき。 小規模企業の状況を理解されていないように思われる。 県税決算の状況を見ると、生産用機械の数字は非常に良いが、業務用機械は前年より低い。 経団連集計の今春闘の中小企業の妥結結果の機械金属の引き上げ</p>

額を参考に提示。

その後、産業構造が似ている他県の結審額をベースに引き上げ額を提示したが、その後の協議を経て、全会一致の引上額 35 円で合意した。

- ・全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。

引上額 35 円となる時間額 1,013 円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用していないため、令和 5 年 11 月 1 日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。